

# 介護サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するためには、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態かどうか、また、どのくらいの介護が必要であるかの認定を受ける必要があります。  
介護を必要とする方は、函館市の窓口等にご相談ください。

## 函館市の窓口での相談

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターでも相談を受け付けています。

明らかに介護や支援が必要な方

日常生活で心や体の状態に不安を感じる方

### 認定申請

本人や家族のほか、高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などによる代行申請も可能です。

＜申請に必要なもの＞  
●介護保険の被保険者証  
●40～64歳の方は医療保険の被保険者証

#### 主治医意見書

介護を必要とする原因疾患等について、主治医が意見書を作成します。  
(市から主治医に直接依頼します。)

#### 認定調査

全国共通の調査票を用い、訪問調査員がご本人に面会して調査を行います。家族等の介護者に聞き取り調査をする場合もあります。

### 介護認定審査会による審査判定

認定調査結果（一次判定および特記事項）と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が介護の必要度（要介護状態等区分）について審査判定します。

※原則として、申請してから30日以内に結果通知書と被保険者証を市から郵送します。

要介護状態等  
区分の決定

要介護 1～5

要支援 1・2

事業対象者

非該当

#### 居宅サービス計画

居宅介護支援事業所に依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。  
事業所を決めるときは、十分に説明を受けたうえで依頼してください。

#### 介護予防サービス計画

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに依頼し、保健師等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。  
住所地ごとに担当するセンターが決まっています。

#### 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターに依頼し、保健師等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。依頼にあたっては契約が必要です。  
住所地ごとに担当するセンターが決まっています。

市の相談窓口や高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センターへ相談します。

介護サービス  
(介護給付)を利用

介護予防  
サービスを利用

総合事業の  
サービスを利用

その他の高齢者支援  
サービス等を利用

サービス提供事業者と契約

契約時には内容をよく確認してください。(料金、支払方法、契約期間、キャンセル料等)  
※事業所の一覧は認定結果通知に同封します。

介護保険のサービス以外にも様々なサービスがあります。  
ケアマネジャー（介護支援専門員）などにご相談ください。

### ケアマネジャー （介護支援専門員）

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して適切なサービスが利用できるようにケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うのがケアマネジャー（介護支援専門員）です。



## ●ケアプラン作成の流れ

- ① 利用相談  
本人や家族の要望を聞きながら、本人の心身の状態にあったサービスをどのように利用するか相談します。
- ② サービスの調整  
サービス提供事業者と連絡調整し、サービスの予約などを行います。
- ③ （介護予防）ケアプランの作成  
作成したケアプランを提示し、本人や家族から同意を得ます。

## ●要介護度ごとの身体の状態

（平均的な状態の例ですので、ご本人の状態と完全に一致するものではありません）

事業対象者	要支援1または2に相当する状態。
要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、起き上がり・立ち上がりなど何かにつかまらなければできない状態。
要支援2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要。
要介護1	歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に何らかの介助が必要。
要介護2	歩行、入浴、金銭管理などのほか、衣服の着脱や排せつ等に何らかの介助が必要。
要介護3	入浴や衣服の着脱、排せつなどに全面的な介助が必要。認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下が見られる。
要介護4	食事や入浴、衣服の着脱、排せつなど日常生活に全面的な介助が必要。認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下する。
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要。

## 身体障害者手帳をお持ちの方

介護保険サービスと障がい福祉サービスが重複する場合は、介護保険が優先されます。（要介護認定の申請が必要です。）

なお、ガイドヘルプサービスなど介護保険にないサービスや、障がい者特有のニーズに基づくサービスが必要と認められる場合は、障がい福祉サービスを利用できます。